

## 1. 成長戦略促進税制

### ○国際競争力の強化その他経済活力の向上を図るための大都市再生税制の 拡充・延長

都市再生緊急整備地域及び新設する特定都市再生緊急整備地域（仮称）における認定事業に係る課税の特例措置について、対象要件を一部見直しのうえ、以下の内容で2年延長。

所得税・法人税：割増償却（都市（特定含む）5年間5割増償却）  
登録免許税：所有権の保存登記の軽減税率（**特定 23年度0.15%、24年度0.20%、**  
都市0.30%（本則0.40%））  
固定資産税：課税標準の特例（**特定1/2**、都市3/5、いずれも5年間）  
不動産取得税：課税標準の特例（**特定1/2**、都市4/5）

※太字は都市再生緊急整備地域と比較し、深掘りとなっている部分

## 2. 安全・安心・セーフティネット関連税制

### ○離島地域等の振興に係る特例措置の拡充・延長

離島等における工業用機械等に係る法人税・所得税の特別償却制度（機械・装置10%等）について、対象業種を以下のとおり見直したうえで2年延長。

半島：旅館業を除外し、農林水産物等販売業を追加  
離島：農林水産物等販売業を除外し、情報サービス業等を追加  
奄美：旅館業を除外（過疎地域における特別償却制度で措置）

## 3. 検討事項

○小笠原諸島における旅館業用建物等に係る特別償却制度の新設については、来年度以降の検討事項とされた。

## 4. その他の事項

以下の事項については延長等が認められた（一部見直しを行うものも含む。）

### 1. 国土交通省主管事項

- 認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長（所得税・法人税）
  - ※ 対象を都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域（仮称）を含む。）に限定し、繰延率を見直し。
- 都市の再生を図るための新たな金融支援に関連する特例措置の創設（法人税）
- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（所得税、法人税）
  - ※ 対象譲渡資産及び対象地域を一部見直し。
- 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（所得税、法人税）
- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度（機械・装置12%等）の延長（法人税）
- 市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長（所得税、法人税）
  - ※ 対象建物の一部見直し。
- 市街地再開発事業により一定の規模の施設建築物が与えられる従前の権利者に対する税額の軽減措置の延長（固定資産税）
  - ※ 第1種再開発事業の非居住部分等について軽減率を見直し。

### 2. 他省庁主管事項

- グリーン投資減税の創設（所得税、法人税）
- 過疎地域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（所得税、法人税）
- 振興山村における工業用機械等の特別償却の延長（所得税、法人税）
- 過疎地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（所得税、法人税）